

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年9月10日

岩手県環境保健研究センター所長 永井 榮一

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 大気常時監視測定局舎（横町局）修繕
- (2) 仕様等 入札説明書の中の仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年12月20日（金）まで
- (4) 履行場所 入札説明書の中の仕様書による。
- (5) 入札方法

入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県内に本社、支店または営業所を有していること。
- (3) 以下の条件に合致する者が業務を行うよう手配可能な者であること。なお、条件に合致する場合、契約者自身が業務を行うことも可とする。
 - ア 局舎の床の張替えは建築物の新築・改築・修繕等に係る業務の実績を有し、現在もその業を行っている者であること。
 - イ 局舎内の大気自動測定機の停止操作・搬出・搬入・配線等は、自動測定機の操作等を熟知したメーカー技術員、もしくは大気自動測定機の保守点検に係る業務の実績を有し、現在もその業を行っている者であること。
 - ウ 排出された廃棄物を元請以外が運搬する場合は、産業廃棄物収集運搬の許可を有する者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止措置基準（平成18年6月6日建振第141号）、及び物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）に基づく指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (7) 課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税に係る滞納がないこと。また、岩手県の県税に係る納税義務がある者においては、岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第3条に掲げる税目の滞納がないこと。
- (8) 入札説明書の交付等を受け、入札説明書にある関係調書を期限までに提出した者であること。

3 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所及び入札に関する問い合わせ先

(1) 交付期間

令和6年9月10日（火）から令和6年9月25日（水）までの土曜、日曜及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで並びに午後1時から午後5時まで

(2) 交付場所

〒020-0857 岩手県盛岡市北飯岡 1-11-16

(3) 機関名

岩手県環境保健研究センター 企画情報部

(4) 連絡先

電話：019-656-5666 FAX：019-656-5667

Eメール：CC0019@pref.iwate.jp

(5) 県ホームページからのダウンロード

(1)の交付期間中は、土曜、日曜及び祝日を含めて24時間岩手県の下記のホームページからダウンロードできる。

県のホームページ <https://www.pref.iwate.jp/>

トップページ > 県政情報 > 入札・コンペ・公募情報 > その他入札情報

(6) 入札説明書への質問

入札説明書に質問がある者は、Eメールにより令和6年9月20日（金）午後5時までに、件名を「大気常時監視測定局舎修繕に関する質問」として3(4)記載のメールアドレスあてに送信すること。回答は質問者及び入札希望者に対し、令和6年9月24日（火）までにEメールにより通知する。

4 入札及び開札の日時及び場所

令和6年10月7日（月）午後1時30分

岩手県環境保健研究センター 1階 研修室（岩手県盛岡市北飯岡 1-11-16）

5 入札保証金に関する事項

入札参加者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県環境保健研究センター出納員に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出した際には、入札保証金の全部または一部の納付を免除する。

6 その他必要な事項

(1) 入札の無効

競争入札の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約にあたっては請書の作成を要する。併せて、以下の事項を記載した書面を提出すること。

ア 業務責任者

イ 作業従事者名簿及び従事内容

ウ 作業日程

(3) 入札行為を代理者に委任する場合は必ず委任状を提出すること。

(4) 電信入札、郵便入札は認めない。

(5) 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする

(6) その他詳細については入札説明書による。